

福岡県公報

令和 7 年 10 月 21 日
第 639 号

目次

告 示（第603号・第604号）

- 福岡県資源管理方針の変更（水産振興課）…………… 1
- 道路の区域の変更（道路維持課）…………… 1

公 告

- 福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会の開催（県土整備企画課）…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了（開発・盛土指導課）…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了（開発・盛土指導課）…………… 3

選挙管理委員会

- 令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の一部訂正（行財政支援課）…………… 3
- 令和 5 年 4 月 9 日執行の福岡県議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の一部訂正（行財政支援課）…………… 7

公安委員会

- 警備員指導教育責任者講習の実施（警察本部生活保安課）…………… 13
- 福岡県行政手続条例に基づく意見公募手続（警察本部生活保安課）…………… 15
- 福岡県行政手続条例に基づく意見公募手続（警察本部生活保安課）…………… 15

告 示

福岡県告示第603号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき定めた福岡県資源管理

方針（令和 2 年 11 月福岡県告示第 889 号の 3）の一部を次のように改正し、令和 7 年 10 月 21 日から施行する。

令和 7 年 10 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

別紙 1－6 第 1 及び第 2 中「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」を「まさば及びごまさば対馬暖流系群」に改める。

別紙 1－11 第 5 を次のように改める。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2 (5) に定めるステップアップ管理を行う。

養殖用種苗（もじゃこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。

福岡県告示第604号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 10 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県 道	甘 木 井 線	前	朝倉市黒川 6076 番 1 先から 朝倉市黒川 5767 番 1 先まで	4.3 ～ 85.8	1023.0
			後	朝倉市黒川 6076 番 1 先から 朝倉市黒川 5767 番 1 先まで	7.0 ～ 85.8	1023.0

公 告

公告

令和7年度福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（第1回）が次のように公開されるので、公告する。

令和7年10月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 日時

令和7年10月28日（火） 午後1時00分

2 会場

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁地下1階 行政1号会議室

3 予定議案（審議順）

- (1) 道路事業（筑紫野古賀線（太宰府市工区））について
- (2) 砂防事業（夫婦木川）について
- (3) 砂防事業（石垣川）について
- (4) 砂防事業（鹿狩川）について
- (5) 砂防事業（大谷川）について
- (6) 道路事業（中間水巻線（蓮花寺工区））について
- (7) 道路事業（国道322号嘉麻バイパス）について
- (8) 道路事業（山口原田線（筑紫野工区））について
- (9) 砂防事業（尾倉谷川）について
- (10) 砂防事業（北谷川）について
- (11) 砂防事業（有田川）について
- (12) 砂防事業（原谷川）について
- (13) 急傾斜地崩壊対策事業（愛宕二丁目地区）について
- (14) 急傾斜地崩壊対策事業（平原地区）について
- (15) 急傾斜地崩壊対策事業（穂坂地区）について
- (16) 急傾斜地崩壊対策事業（二崎地区）について
- (17) 急傾斜地崩壊対策事業（上坂地区）について

4 会議の公開

会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10人を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定する。

5 問合せ先

福岡県県土整備部県土整備企画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3696）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年10月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

（第一工区）小郡市小郡字才町1672番1及び1672番7から1672番10まで、字寺田1693番18、1700番4、1700番5及び1711番4、字川原田1712番8から1712番11まで、1714番3から1714番6まで、1719番5から1719番7まで、1720番4、1720番5、1721番8、1721番9、1722番6、1722番8、1723番6から1723番9まで、1724番5及び1725番6、字京坪1769番2、1770番2から1770番4まで、1770番6、1770番8から1770番10まで、1776番2、1776番6から1776番9まで、1777番2、1777番3、1777番5、1777番7から1777番13まで、1778番2及び1778番6から1778番8まで、字野添1790番1、1790番2、1791番1から1791番4まで、1792番1から1792番13まで、1793番2から1793番4まで、1794番2、1795番2、1796番3、1797番2、1798番1、1798番3から1798番8まで、1800番2、1801番4、1802番4、1803番1、1803番5、1803番7、1803番11から1803番17まで、1804番4、1805番2、1807番2、1807番4、1813番1から1813番7まで、1814番2、1814番5、1816番2から1816番4まで、1816番6、1816番12から1816番14まで、1817番4、1817番15及び1817番16並びに字馬草田1818番1から1818番4まで、1819番1から1819番3まで、1820番2及び1820番3並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都渋谷区代官山町20番 9 号

株式会社小郡物流開発

代表取締役 丸岡 栄之

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 7 年10月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

三潞郡大木町大字上木佐木485番 3、485番 4、486番 6、489番 1、489番 3 から489番 5 まで、490番 1 から490番 6 まで、491番 1、491番 2、498番 1 から498番 3 まで、499番 1、499番 2、2139番 2、2139番 3 及び3057番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

三潞郡大木町大字三八松744番地 1

社会福祉法人大木福社会

理事長 塚本 泰有

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第96号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による選挙運動に関する収支報告書について、令和 6 年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者沖園理恵及び近藤雅彦の出納責任者から訂正の報告があったので、同法第192条第1項の規定に基づき公表した令和 6 年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨（令和 7 年 4 月福岡県選挙管理委員会告示第35号）の一部を次のとおり改める。

令和 7 年10月21日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 己

令和 6 年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（福岡県第 2 区）における公職

の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨中、沖園理恵の項を次のとおり改める。

No.4

候補者氏名	沖 國	理 恵	候補者届出政党		出納責任者氏名	菅 田	森 人
第1回報告分	期間	令和6年10月6日から令和6年11月8日まで			報告書受理年月日	令和7年1月10日	

収 入				支 人 家	出 件 屋 費	0 円
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		通 交 印 広 文 食 休 雑	費 費 費 費 費 費 費 (選挙事務所費 (集会会場費 信 通 刷 告 具 糧 泊 費 費 費 費 費 費 費	55,000 円 55,000 円) 0 円) 0 円 43,623 円 302,830 円 50,600 円 948 円 0 円 0 円 387,909 円
その他の寄附	3件	8,880 円				
その他の収入	2件	3,832,030 円				
今 回 計		3,840,910 円		今 回	計	840,910 円
前 回 計		0 円		前 回	計	0 円
総 計		3,840,910 円		総 計	計	840,910 円

令和 6 年 10 月 27 日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（福岡県第 6 区）における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨中、近藤雅彦の項を次のとおり改める。

No.2

候補者氏名	近藤 雅彦	候補者届出政党	国民民主党	出納責任者氏名	近藤 雅彦
第1回報告分	期間	令和6年9月1日から令和6年11月11日まで		報告書受理年月日	令和6年11月11日

収入			支出人		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家	件	273,000 円
合政治活動委員会		30,000 円	屋	(選挙事務所費	148,820 円
国民民主党福岡県第6区総支部		2,000,000 円	(集合会場費	(集	148,520 円)
国民民主党福岡県総支部連合会		1,000,000 円	通	信	300 円)
国民民主党		3,000,000 円	交	通	7,790 円
			印	刷	42,766 円
			広	告	1,940,870 円
			文	具	896,820 円
			食	費	6,538 円
			休	機	96,494 円
			雑	泊	0 円
その他の寄附				費	868,019 円
その他の収入	1件	1,300,000 円			
			今	回	4,281,117 円
計			計	回	0 円
前回			計		
総計			総		4,281,117 円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	278,250 円
ビラの作成	490,700 円
ポスターの作成	1,171,920 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770 円
計	2,529,883 円

No.3

候補者氏名	近藤 雅彦	候補者届出政党	国民民主党	出納責任者氏名	近藤 雅彦
第2回報告分	期間	令和6年11月12日から令和6年11月20日まで		報告書受理年月日	令和6年11月20日

収入			支出人		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家	件	370,500 円
			屋	(選挙事務所費	0 円
			(集合会場費	(集	0 円)
			通	信	0 円
			交	通	0 円
			印	刷	0 円
			広	告	0 円
			文	具	0 円
			食	費	0 円
			休	機	0 円
			雑	泊	0 円
その他の寄附		500,000 円		費	75,035 円
その他の収入					
			今	回	445,535 円
計			計	回	4,281,117 円
前回			計		
総計			総		4,726,652 円

No.4

候補者氏名	近藤 雅彦	候補者届出政党	国民民主党	出納責任者氏名	近藤 雅彦
第3回報告分	期間	令和6年11月21日から令和6年12月19日まで		報告書受理年月日	令和6年12月23日

収入			支出人		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家	件	0 円
			屋	(選挙事務所費	0 円
			(集合会場費	(集	0 円)
			通	信	0 円
			交	通	0 円
			印	刷	0 円
			広	告	0 円
			文	具	0 円
			食	費	0 円
			休	機	0 円
			雑	泊	0 円
その他の寄附				費	0 円
その他の収入					
		0 円	今	回	2,384 円
計			計	回	2,384 円
前回		7,830,000 円	計		
総計			総		4,729,036 円

福岡県選挙管理委員会告示第97号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による選挙運動に関する収支報告書について、令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙における候補者吉村悠、仁戸田元氣及び三苫良夫の出納責任者から訂正の報告があったので、同法第192条第1項の規定に基づき公表した令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨（令和5年9月福岡県選挙管理委員会告示第82号）の一部を次のとおり改める。

令和7年10月21日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 己

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙（北九州市小倉南区選挙区）における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨中、吉村悠の項を次のとおり改める。

No. 6

候補者氏名	吉村悠	所属党	自由民主党	出納責任者氏名	清弘圭子
第1回報告分	期間	令和4年11月21日から令和5年4月17日まで		報告書受理年月日	令和5年4月24日

収入	支出	金額
主たる寄附 (氏名・団体名) 自由民主党福岡県支部連合会 福岡県宅建政治連盟 全日本不動産政治連盟 福岡県本部 笹山良孝 社会福祉法人代表 吉村はるか後援会	出件屋費 選挙事務所費 (集合会場費) 通信費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雑費	502,800 円 111,000 円 108,000 円) 3,000 円) 6,000 円 2,000 円 846,400 円 611,820 円 30,000 円 39,210 円 0 円 15,000 円
その他の寄附 その他の収入		
今回計	今回計	2,164,230 円
前回計	前回計	0 円
総計	総計	2,164,230 円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
ビラの作成		123,200 円
ポスターの作成		600,000 円
	計	723,200 円

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙（福岡市西区選挙区）における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨中、仁戸田元氣の項を次のとおり改める。

No.5

候補者氏名	仁戸田元氣	所属党派	立憲民主党	出納責任者氏名	仁戸田章一
第1回報告分	期間	令和5年2月1日から令和5年4月23日まで		報告書受理年月日	令和5年4月24日

収入	支出	費	351,000 円
主たる寄附	住屋	費	18,300 円
(氏名・団体名)	(寄附額)	(選挙事務所費)	0 円)
立憲民主党福岡県総支部連合会	1,100,000 円	(集合会場費)	18,300 円)
福岡県宅建協会政治連盟	30,000 円	費	506,588 円
庄野崎徹二	200,000 円	信通	14,850 円
柳瀬 隆男	90,000 円	印刷	970,400 円
熊谷 和哉	90,000 円	広告	79,970 円
		文具	97,401 円
		食糧	102,600 円
		休泊	51,480 円
		雑費	22,717 円
その他の寄附		計	2,215,306 円
その他の収入		前回	0 円
		計	2,215,306 円
今	1,510,000 円	前回	
前	0 円	計	
総	1,510,000 円	計	

項目	金額
ピラの作成	123,680 円
ポスターの作成	846,720 円
計	970,400 円

No.6

候補者氏名	仁戸田元氣	所属党派	立憲民主党	出納責任者氏名	仁戸田章一
第2回報告分	期間	令和5年4月24日から令和5年5月12日まで		報告書受理年月日	令和5年5月16日

収入	支出	費	68,120 円
主たる寄附	住屋	費	0 円
(氏名・団体名)	(寄附額)	(選挙事務所費)	0 円)
		(集合会場費)	0 円)
		費	0 円
		信通	0 円
		印刷	0 円
		広告	0 円
		文具	99,000 円
		食糧	0 円
		休泊	0 円
		雑費	0 円
その他の寄附		計	167,120 円
その他の収入		前回	2,215,306 円
	0 円	計	2,382,426 円
今	1,510,000 円	前回	
前	1,510,000 円	計	
総	1,510,000 円	計	

令和 5 年 4 月 9 日執行の福岡県議会議員一般選挙（小郡市・三井郡選挙区）における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨中、三笥良夫の項を次のとおり改める。

No. 3

候補者氏名	三苦良夫	所属党派	無所属	出納責任者氏名	白山英隆
第1回報告分	期間	令和5年1月15日から令和5年4月20日まで		報告書受理年月日	令和5年4月24日

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人 家	件 屋	費 費
福田 喜吉	無職	500,000 円		(選挙事務所費 集会会場費 信通刷告具糧泊	450,000 円 419,564 円 417,364 円) 2,200 円) 118,943 円 0 円 1,289,020 円 281,254 円 9,177 円 30,920 円 0 円 56,176 円
その他の寄附			交通印広文食体維		
その他の収入		2,300,000 円			
今 回 計		2,800,000 円	今 回	回 計	2,655,054 円
前 回 計		0 円	前 回	回 計	0 円
総 計		2,800,000 円	総 計	計 計	2,655,054 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	123,680 円
	ポスターの作成	773,500 円
	計	897,180 円

公安委員会

福岡県公安委員会告示第311号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和7年10月21日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
令和7年12月10日（水）から同年12月17日（水）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
令和7年12月15日（月）から同年12月17日（水）	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習については、午後1時00分から開始する。最終日の講習について	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察

までの間

は、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）

警備員教育センター

3 受講定員

(1) 新規取得講習

36名

(2) 追加取得講習

10名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

- 受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、4(1)アからオまでのいずれかに該当する者
- 5 受講申込手続等
- (1) 事前（電話）受付期間
- ア 受付日
令和 7 年 11 月 4 日（火）及び同年 11 月 5 日（水）
- イ 受付時間
午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間
- (2) 受付場所
北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号
福岡県警察警備員教育センター
- (3) 必要書類
- ア 新規取得講習
- (ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第 1 号）1 通
- ※ 同申込書には、申込前 6 月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。
- (イ) 4(1)アからオに掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面
- a アに該当する者
- (a) 最近 5 年間に当該警備業務に従事した期間が 3 年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）
- (b) 履歴書
- b イに該当する者
合格証明書（1 級）の写し
- c ウに該当する者
合格証明書（2 級）の写し及び 2 級検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等
- d エに該当する者

- 旧検定規則第 8 条の規定により交付された旧 1 級検定に係る検定合格証の写し
- e オに該当する者
旧検定規則第 8 条の規定により交付された旧 2 級検定に係る検定合格証の写し及び旧 2 級検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等
- イ 追加取得講習
- (ア) 5(3)アに掲げる書面
- (イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し
- (4) 講習受講手数料
- ア 新規取得講習
38,000 円
- イ 追加取得講習
14,000 円
- ※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。
また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。
- (5) 申込方法等
- ア 受講を希望する者は、まず 5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。
- ※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
- イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた 2 日以内の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。
- ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた 2 日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする

。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。
また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話 092（641）4141 内線 3173、3174）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第 1 号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第 312 号

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示処分及び営業停止命令の基準等（案）について、次のとおり意見を募集する。

令和 7 年 10 月 21 日

福岡県公安委員会

- 1 意見募集期間
令和 7 年 10 月 21 日から同年 11 月 20 日まで
- 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第 313 号

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、古物営業法に基づく審査基準（案）について、次のとおり意見を募集する。

令和 7 年 10 月 21 日

福岡県公安委員会

- 1 意見募集期間
令和 7 年 10 月 21 日から同年 11 月 20 日まで
- 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。